

ネットワーク環境が拡大する1980年代

1980年（昭和55年）～1989年（平成元年）

【事務機械業界の動き】

1. 各国の自由化政策と企業活動のグローバル化

1980年代初頭以降、米国ではレーガン大統領のもとで、英国ではサッチャー政権のもとで自由化政策、規制緩和政策が進められた。日本においても1985年4月に通信事業の民営化など完全自由化に向けての動きが始まった。

輸出の拡大などに伴い、国内生産額は1兆2,334億円に達し、日本の経済収支黒字拡大を背景に、特に欧米諸国との間に通商摩擦が発生した。これを受けて工業会の会員企業では1985年から3年間で22社が海外現地生産を開始し、この結果、1980年代前半には70～80%と極めて高かった輸出比率も1985年以降は急降下した。プラザ合意以降の急速な円高の進行などとともに、企業活動のグローバル化が進展していった。



キヤノン NAVI



富士ゼロックス Able3010

2. 国内パーソナル市場の拡大

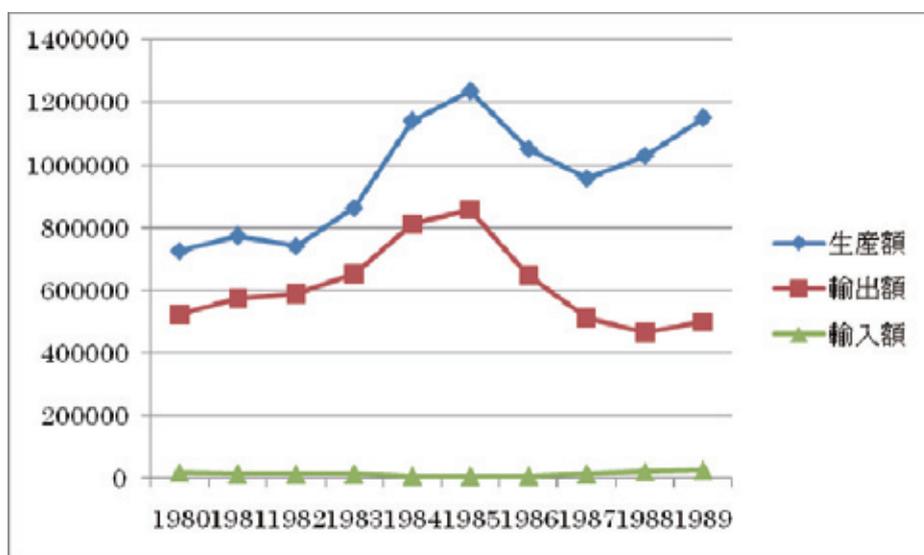
急速な海外生産への移行と輸出比率の低下にもかかわらず、国内生産の規模が維持できた背景には、国内市場の拡大がある。これは、企業自身の開拓努力はもちろん、OA化が広がり、事務機械のパーソナル市場が誕生したことによる。1980年代前半に製品化され、販売開始された日本語ワープロは1985年以降急速に成長し、複写機に次ぐ第2位の主力製品となった。

3. デジタル技術の進展とネットワーク環境の拡大

1980年代の通信回線の開放と自由化、それに伴う通信技術の進歩と実用化の進展、さらに、ISDNの実用化やLANの開発が、企業内外の各種活動のネットワーク化の可能性を大きく拡大させた。デジタル技術の融合とネットワーク環境の拡大の中で、事務機械の位置づけは大きく変わり始めた。

例えば、日本語ワープロでもいくつかの機能を

80年代における事務機械の生産額、輸出額の推移



複合化した製品が登場した。また、コピーやプリンタ、あるいはファクシミリの機能を複合化した製品が生まれたのもこの時代の特色だといえる。

このような事務機械のワークステーション化は、1990年代に入ると複写機を含む他の事務機械の多くに波及することになるが、その萌芽が現れたのも1980年代の動向の特色だといえる。

【産業協会の活動】

1984年、日本の事務機械の生産額はかねてより心待ちにされていた1兆円に達した。だが実際到達してみると、同時に多くの試練も待ち受けており、日本事務機械工業会としても新たな対応が必要となった。

1. 日本事務機械工業会の体制

日本事務機械工業会の会長任期は、1978年の役員改選期より、一期2年で主要会社間の持回りによって運営されるようになった。

1980年度と1981年度に工業会内部組織の見直しが行われ、「経理規程」の制定、「部会および委員会規程」の整理・統合、就業規則等、職員の待遇に関する規程類の改正が行われた。

工業会の会計処理は1982年度から概ね「公益法人会計基準」に準拠する体制が整った。同年度には、運営委員会に企画小委員会を新設し、「(社)日本事務機械工業会事務局機能と体制整備および合理化推進策について」を報告書としてまとめた。これを受け、1983年度には運営委員会にワーキンググループを設置し、会費制度や職員待遇の改定がなされた。また、1984年の通常総会において定款を一部改正し、理事定数の増加・常務理事の新設を行った。



米国NOMDA (左) とVDMAと (右) との
交流

2. 米国NOMDAとの関係

米国のディーラー団体 NOMDA との交流は、1960年代前半に始まり、一時期やや低調な時期を経て、1970年代半ばからは密接な交流が再開された。交流再開時、NOMDA 側は、日本メーカーの販売促進策が厳しすぎること及びフィールド・テストの不十分な新機種を次々と市場に投入し過ぎること、等の不満を強く主張し、その解決策として NOMDA の作成したモデル契約書の受け入れを求めてきた。これに対し当工業会は、日米両国の独禁法の問題が有り、NOMDA と何らかの取り決めを行うことはできない、との態度で応じた。

NOMDA は1981年5月、メーカーに対してディーラーの権益を保護する趣旨の法律（リテイル・ディーラーズ・アグリーメント法）を議会に提出したが、当工業会は表立っての反対を避け、米国内のメーカーが結成した「競争のための連合」（Coalition for Competition）なる反対運動組織を、現地法人を通じて間接的に支持した。結局この問題は、NOMDA 側が法案成立を諦め、1985年7月、ディーラー・メーカー両者で特別委員会を設置し協議した結果、同年11月、ディーラー・メーカー綱領（Statement of Principles）として話し合いがまとまり、終結した。以後、当工業会と NOMDA の関係は極めて友好的に推移している。

1985年、皮革の輸入制限問題に関連した米国政府の対日報復品目の候補にタイプライタ等



が含まれた時、また1989年、電気通信に関する米国政府の対日報復品目の候補に複写機が含まれた時、いずれもNOMDA代表が公聴会において強力な反対陳述を行い、事なきを得た。

3. 物品税問題

1983年10月、大蔵省主税局第2課から日本事務機械工業会に、事務機械への物品税課税についてヒアリングを行いたいと連絡があった。これが物品税問題の幕開けだった。(物品税はそれまで奢侈品を中心に消費財を課税対象としており、生産財ないし業務用品は対象から除かれていた。)

1984年1月18日の自由民主党税制改正大綱において、ワードプロセッサ、電子式卓上計算機、電子式複写機、電子式タイプライタ及びファクシミリの5品目について、「1984年夏ごろまでを目途に成案を得るべく引き続き検討を行うこと」とされた。5品目中のファクシミリを除く4品目の所管団体である当工業会は、これに対し同年3月1日、関係会社29社をもって新税対策特別委員会を設置し、物品税課税絶対反対の立場で強力に活動を展開することとした。当工業会、通信機械工業会、日本電子工業振興協会、日本電子機械工業会の4団体が常時連絡を取り合い、一致結束して反対活動を行った。

さらに同年10月には、大蔵省主税局税制第2課から、上記5品目にオフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ、周辺端末装置、日本語テレックスも加えたOA機器を物品税の課税対象とすることが改めて関係する4団体に提案された。4団体の会長は共同記者会見でOA機器への物品税課税反対を表明し、各新聞はこれを大きく報道した。また、日本経済新聞とサンケイ新聞の朝刊にそれぞれ1ページの4団体共同の課税反対意見広告を掲載し、大きな反響を呼んだ。並行して、4団体の会長以下会員各社は手分けして自民党税調、商工部、通信部、党幹部クラスへの熱心な陳情を繰り返した。

同年12月、大蔵省は自民党税調にOA機器類に対する物品税課税案を提案し、審議が始められたが、業界団体の意向を受け、自民党税調

は課税見送りの決定を下した。

OA機器への物品課税案は、それまでの業務用品不課税の方針の大きな変更であるにもかかわらず、OA機器類のみを対象とする不合理性が有り、その点をついた業界側反論の妥当性が広く支持を獲得する結果になった。

4. ECにおける貿易摩擦の発生

1983年10月、日本・ECの事務レベル協議におけるEC側からの、複写機とタイプライタを「要監視品目」に加えるとの発言が、ECとの貿易摩擦問題の発端となった。その経緯は以下のとおりである。

(1) 電子タイプライタ (ETW)

1984年2月末、ヨーロッパのタイプライタメーカー3社が結成したグループCETMAが、日本製ETW輸入をダンピングとして日本メーカー8社をEC委員会に提訴した。工業会としても、業界としても初めての経験であり、時に通産省も交えて対策案を協議したが、的確な対応策をまとめるには至らなかった。結局各企業の個別対応に終始する結果となった。

(2) PPC

ETWに対するアンチ・ダンピング(A/D)関税が確定すると、続いてPPCの提訴が行われた。この提訴に対して反論を行うことを決め、1985年10月、フランスの調査会社に欧州業界の実情調査を依頼した。また、ヨーロッパ側の提訴は不当であり、日・欧業界は共同して共に繁栄する途を探るべきである、との工業会会長見解をまとめ、翌1986年1月、EC当局へ文書を手交した。

並行して5月には、国内の弁護士に日本機械輸出組合と共同して反論書作成を依頼し、同年12月、EC委員会に対して日本製品はヨーロッパ業界に被害を与えていないと立証する資料を付した共同反論書を提出すると共に、一般にもその内容を公表した。しかしながら、EC当局によるアンチ・ダンピング関税を阻止することはできず、1987年2月、一部例外を除き一律20%の確定関税賦課が決定された。

(3) プリンタ

プリンタについてはSIDM（シリアル・インパクト・ドット・マトリックス）とデジター・ホイールのプリンタがダンピングとして提訴された。提訴前にすでに日本事務機械工業会、日本電子工業振興協会、日本機械輸出組合の3団体による「プリンタ輸出問題懇談会」が設けられていたので、直ちに対策検討に取り掛かることができた。概ねPPCと同様の方式を踏襲して作業が進められたが、関税賦課は免れなかった。

(4) 部品ダンピング

製品に対して次々とA/D関税が賦課されるのに伴い、日本メーカーはEC地域における現地生産を開始した。

EC委員会は、すでにA/D関税が賦課されている製品について、A/D関税が賦課されている外国企業やその関連企業が、ダンピング調査開始決定後EC圏内で生産を開始または拡大した場合、当該A/D関税が賦課されている国から輸入された部品が相当量使用されている時は、その行為をA/D関税回避目的とみなし、部品にも製品と同様のA/D関税を賦課する、との規則改正案を1987年2月、加盟各国に送付した。

本件に対しては、日本政府もGATT違反との見解の下に撤回を申し入れたが、EC理事会は1987年6月、A/D関税賦課対象国からの輸入部品の価額が部品全体の60%以上を占める場合は、迂回措置と認めて課税対象とする旨の規則を決定した。1988年9月、日本政府は本件についてEC委員会に対しGATT協議を申し入れ、同協議が不調に終わると、日本政府として初めてのGATT提訴を行った。

5. 欧州業界との交流

ヨーロッパのメーカー団体等との本格的交流は、1982年5月、ドイツ機械工業連盟（VDMA）の来日時に、当工業会会長はじめ主要会員と懇談したのが始まりである。その後1986年以降、毎年、会長または副会長を団長とする工業会ミッションを欧州に派遣し、VDMA、EUROBIT（欧州事務機・情報機器工業会連合会）を中心に交

流を実施した。また同時に、欧州駐在員会議を開催し、EC委員会への表敬訪問を行った。

6. 標準化の推進とISOの新SC設立

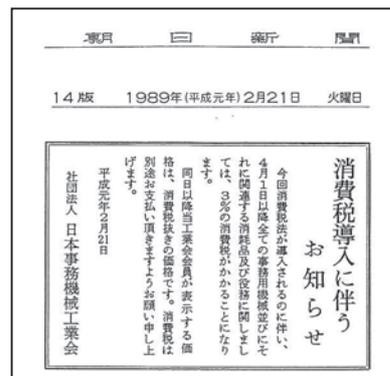
1984年度以降、工業技術院の委託により「OA機器の標準化に関する調査研究」を5カ年の継続事業として実施し、工業会規格であるJBMS（Japan Business Machine Makers Standard）も年間2～3件ペースから、1987年度は制定8件・改正1件、翌88年度は制定10件・改正5件と飛躍的に拡大した。1980年代には、JBMSの総件数も50件を超えた。

国際標準化においては1987年6月、工業会に「新TC（Technical Committee：技術委員会）設立準備会」を設け、準備作業を開始した。

翌1988年1月から2月にかけて専務理事をはじめとする関係者が欧米主要6カ国を歴訪し、日本の考え方を説明した。同年2月ISO中央事務局に対し、日本工業標準調査会から事務機械に関する新TCの設立を提案した。

同提案のISO内での検討推移を見ながら、1988年11月以降、日本規格協会の委託を受けて工業会内に設けられた「国際標準化調査委員会」において、さらに方針を検討した。

1989年3月、欧米主要5カ国へミッションを派遣し、新SC（Sub Committee）設立について討議を行い、各国の考えも取り入れ同年4月に



消費税施行に伴う新聞広告

ISO・IEC JTC 1 に対し事務機械に関する新SC設立を提案した。同年6月パリJTC 1総会においてこの案が審議され、新SC設立が承認された。

7. 消費税の導入

1988年末、消費税法が成立し、1989年4月1日から施行された。当工業会では、表示方法は「外税方式」によることとし「消費税についての表示方法の決定」についての共同行為を定め、公正取引委員会に届け出、2月8日受理された。実施期間は同年4月1日から1991年3月31日とした。

8. グローバリゼーションと工業会事業の見直し

1985年秋のプラザ合意を契機とする急激な円高、欧州との貿易摩擦、さらに企業活動のグローバル化という大きな流れの中で、事務機械業界においても生産の海外シフトが進展し、国内生産額は1985年をピークに一時大きく減少した。

技術革新、OA化の進展によりスタンドアロン機中心だった事務機械業界は大きく変貌し、

工業会も国際化、OA化への即応が求められた。その結果、工業会の支出増を招くこととなり、収支の安定化を図って工業会財政健全化を目指す目的で1987年「(社)日本事務機械工業会の将来変革に対する提言」がまとめられ、翌1988年5月の理事会で承認された。さらに、この提言具体化のための議論を重ね、「今後における望ましい工業会活動の在り方について」として翌1990年1月の理事会において承認された。

